２００９年（平成２１年）2月５日

金融庁　御中

社団法人生命保険協会　　御中

社団法人日本損害保険協会　　御中

大阪弁護士会
会　長　　上　野　　　勝
同　消費者保護委員会
委員長　　日　髙　清　司

新保険法施行に向けた約款の見直しに関する意見書

貴庁におかれましては、健全な保険実務の指導監督に邁進され、心より敬意を表します。

新保険法施行に対応した保険契約約款の見直しが、保険会社各社において進められ、貴庁におかれましても、約款改定に関する作業が進行していることと存じます。

保険法改正にあたりましては、日本弁護士連合会及び近畿弁護士会連合会等において、保険契約者（消費者）保護の観点から、各種の意見を具申して参りましたところ、当会におきましては、今般の約款の見直しは、今後の保険実務における保険契約者保護が確立されるための重大な試金石であると位置づけております。

貴庁におかれましては、保険約款改正の審査・認可に当たりまして、保険契約者（消費者）の保護が十分に確保され一部でも後退することのないよう、慎重かつ厳格に検討いただきたく、本意見書を提出いたします。

また、生命保険協会及び損害保険協会におかれましても、保険契約者（消費者）保護の観点から、新保険法施行に対応した保険契約約款の作成にあたっておられることと存じますが、本意見書の内容にご留意頂き、より一層、適切な保険契約約款をご作成の上認可申請をなされますようお願い致します。

第１　基本的視点

保険契約者（消費者）は、自らの資力でまかなえない事故に備えて保険に加入し、営々と保険料を支払います。保険事故（家族の死亡・自宅の火災・不慮の事故等々）は、消費者にとって、それ自体重大な衝撃であり、経済的にも大きな痛手となります。従って、保険金が保険事故の後、速やかに支払われることは、消費者にとって極めて

重要な意義を有するものです。

ところが、平成１７年以降、相次いで、不適切な保険金の支払漏れ、不当な不払い、さらには、過剰な保険料の徴収が存在していたことが明らかとなりました。既に貴庁による処分がなされておりますものがありますが、最終的な処分が未定のものもあり、さらに、立証責任に関する保険会社の対応や遅延損害金の支払い漏れなどについて、なお問題が残されているのではないかとも思料しております。

今般の保険法改正に当たりましては、同法が契約法上のルールを定めるものであることなどの理由から、消費者保護の観点からの対応には限界がありましたことから、衆議院、参議院の附帯決議において、不十分な点を約款の作成・許認可に際して補うよう要請されています。

また、従前、約款を文言とおりに適用することが判決により否定されていながら、当該約款が適切に改正されないまま放置されている事例も遺憾ながら散見されますので、今般の約款改正を好機として、この点も修正すべきです。

以下、約款の認可に当たり、留意していただきたい重要な点を申し上げます。

第２　約款改正に対する意見

１　支払時期条項について

⑴　意見

支払時期条項について、生命保険については、請求後５日間、損害保険・疾病定額保険については請求後３０日を具体的な支払時期として約款に明記していただきたい。

調査のために支払時期を延長する場合であっても、遅延損害金（ないし利息）の起算点は、上記支払時期と同一とするべきである。

また、支払時期を定める起算点となる請求日が不当に遅れる事態とならないよう、保険者の請求案内の義務及びこれを怠った場合の手当てを約款上明記するようにしていただきたい。

⑵　理由

新保険法改正の議論において、支払時期をどう定めるかは重大な論点となり、当会及び最高裁判所の強硬な反対にもかかわらず、支払時期は「調査に必要な相当期間」という漠然とした概念を基準とする立法がなされました。

そもそも基本的視点において述べたとおり、保険金は、消費者が経済的・精神的に堪え難い重大な事故に見舞われたときに、再出発のために経済的な基盤を確保するためのものですから、速やかに支払われるべき強い要請があります。

又、調査の必要性が存在するとしても、そのことは自体は保険金請求者の責に帰すべき事情ではありません（保険金請求者側の責に帰す場合の処理が別途規定されたことはご案内のとおりです）。

従って、保険金早期支払の要請に反して、免責事由調査等の口実で、保険金支払を不当に遅らせることがあってはなりません。

貴庁もご存じのとおり、保険会社の実務慣行においては、調査を口実に数年にわたり保険金支払を懈怠した事例もあります。

このような保険会社の調査懈怠に対する実効的な措置としては、支払いを遅延することに対する遅延損害金を課すことがもっとも有効です。

同じ保険金を払い、同一種類の保険事故に遭遇しながら、短期間に支払いを受けられる者と、長期間経過後に支払われる者との公平を維持するためにも、遅延損害金は不可欠のものであります。

判例においても、支払時期に関する約款は、原則の３０日間の部分のみが規範的意味を持つとの解釈が示されております。

参議院が、上記の具体的な日時をもって「調査に必要な相当期間」であると決議したという事実は、立法者の意思を推認する上で重大な意味を持ちます。

以上より、保険金の支払時期（遅延損害金の起算点）を上記のとおり約款で明記し、これに反する約款は認可しないよう求めます。

2　故意の立証責任について

⑴　意見

「保険契約者の故意による保険事故でないこと」を保険金請求の要件と位置づけて、不当に故意の立証責任を保険契約者に転換する約款を認可しないでいただきたい。

⑵　理由

故意の立証責任を、保険契約者側に負担させることで、保険会社が不当に支払いを免れる事例が、これまでに多数見られ、近年の最高裁判決により、ようやく誤った立証責任の分配が修正され、保険会社が保険契約者の故意によるものであることを立証するべきことが明らかにされました。

今般の改正でも、条文上は全ての保険契約類型について保険会社が保険契約者の故意の立証責任を負うという規定がされていますが、片面的強行法規の定めがなく、約款の規定次第では、再び保険契約者が、自らの故意によらない事故であることを立証しなければ保険金請求ができない、という主張が可能になります。

そもそも、故意によらないことの立証は、消極的事実の立証であり、事柄の性質上極めて困難なものであり、「悪魔の立証」と呼ばれるものです。

このような約款は保険契約者の権利を著しく制約するものであり、消費者契約法１０条に違反する可能性が極めて高いといわざるを得ません。又、約款において保険契約者の保護に欠ける条項や保険契約者等の合理的期待に反する条項の作成、認可を禁じた参議院における附帯決議にも反するものです。このような約

款を認可しないよう求めます。

3　責任開始前発症不担保条項について

⑴　意見

責任開始前発症不担保条項については、保険契約者の合理的期待を裏切ることのないよう、自覚症状の無い場合の不適用、告知がなされたときの取り扱いの明確化及び主張時期の制限等につき約款において適切な措置を講じるよう求める。

⑵　理由

責任開始前発症を不担保とする条項は、契約時点で発病してさえいれば、保険契約者に、自覚症状が全くない場合や、日常的な体調不良しか自覚していない場合であっても、一切保険金が支払われないとするものであり、しかも何ら期間制限なく保険会社はいつでも主張できると理解されています。

保険会社は、告知義務違反解除の主張立証に失敗しても、本条項を援用することで、容易に保険金の支払を免れることができる一方、保険契約者は、告知義務違反のような帰責性がないにも拘わらず、長期間保険料を支払ってきた後に、保険金の支払を拒絶されるので、極めて保険契約者にとって過酷な条項です。

また、保険金の不当不払いの口実として、この条項が濫用された事例も報告されています。

少なくとも、保険契約締結時に、自覚症状のない場合に、当該条項の適用を認めるべきではありません。そして、自覚症状のある場合でも、契約時に、不担保条項の趣旨について、十分な説明を保険者から保険契約者に対して行うよう義務付けるべきです。さらに、告知義務違反解除に準じて、この条項の適用期間を限定すべきです。尚、保険契約締結後、２年間経過前に限定する保険契約も既に従来から存在し、新法下において、これをすべての契約に拡大しようとしている保険会社も既に現れています。

保険会社によってこの点の規律がバラバラであると、保険契約者からすれば、加入時に予測不可能な事情により、長期間経過後、保険金の支払が受けられる者と受けられない者との間で重大な不均衡が発生します。

従って、約款認可に当たっては、適用要件を厳格及び明確にすると共に、期間制限を設けるよう指導監督することを求めます。

第３　約款改正手続に関する意見

⑴　意見

各保険者においては、約款の見直しにあたり、消費者団体等から保険契約者側の意見を聴取の上、その意見を踏まえた改定条項とするよう努められたい。また、金融庁におかれては、約款の許認可にあたっては、事前に消費者団体等から保険契約

者側の意見を聴取の上、許認可の判断をなされたい。

⑵　理由

保険者側が個別の約款を具体的に作成するにあたり、保険契約者側の意見を聴取することは行われておらず、また、約款の許認可に際しても、特にパブリックコメントの手続が踏まれることはありませんでした。

保険約款は、保険者が一方的に定めるものであり、本来的に保険契約者側の意見が反映されにくい性質のものです。それゆえ、約款の内容をより対等なものに近づけるためには、その作成過程において、保険契約者側の意見を十分に聴取する手続を踏むことが必要です。

既述の３つの項目以外にも、新たに保険法に設けられた重大事由による解除に関する規定や、保険金の支払段階における保険者側の説明義務等、保険契約者側の利益から約款規定を見直す必要のあると思料される事項もあります。

以上